

土壌汚染対策法の施行状況及び今後の課題について

土壌汚染対策法の概要

- 目的 土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。
- 仕組み

調査

- ・有害物質使用特定施設の使用の廃止時(法第3条)
- ・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県等が認めるとき(法第4条)

調査・報告

指定調査機関が調査

<土壌の汚染状態が指定基準に適合しない場合>

指定区域の指定

- 都道府県が指定・公示する(法第5条)とともに、指定区域台帳に記載して公衆に閲覧(法第6条)

指定区域の管理

- 【土地の形質の変更の制限】(法第9条)
- ・指定区域において土地の形質変更をしようとする者は、都道府県等に届出
- ・適切でない場合は、都道府県等が計画の変更を命令

<土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるとき>

- 【汚染の除去等の措置】(法第7条)
- 都道府県等が土地の所有者等又は汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置の実施を命令

※ 汚染原因者が不明等の場合、汚染の除去等の措置を実施する土地の所有者等に対し、その費用を助成するための基金を設置(法第22条)

汚染の除去が行われた場合には、指定区域の指定を解除(法第5条)

土壌汚染対策法第3条の施行状況について

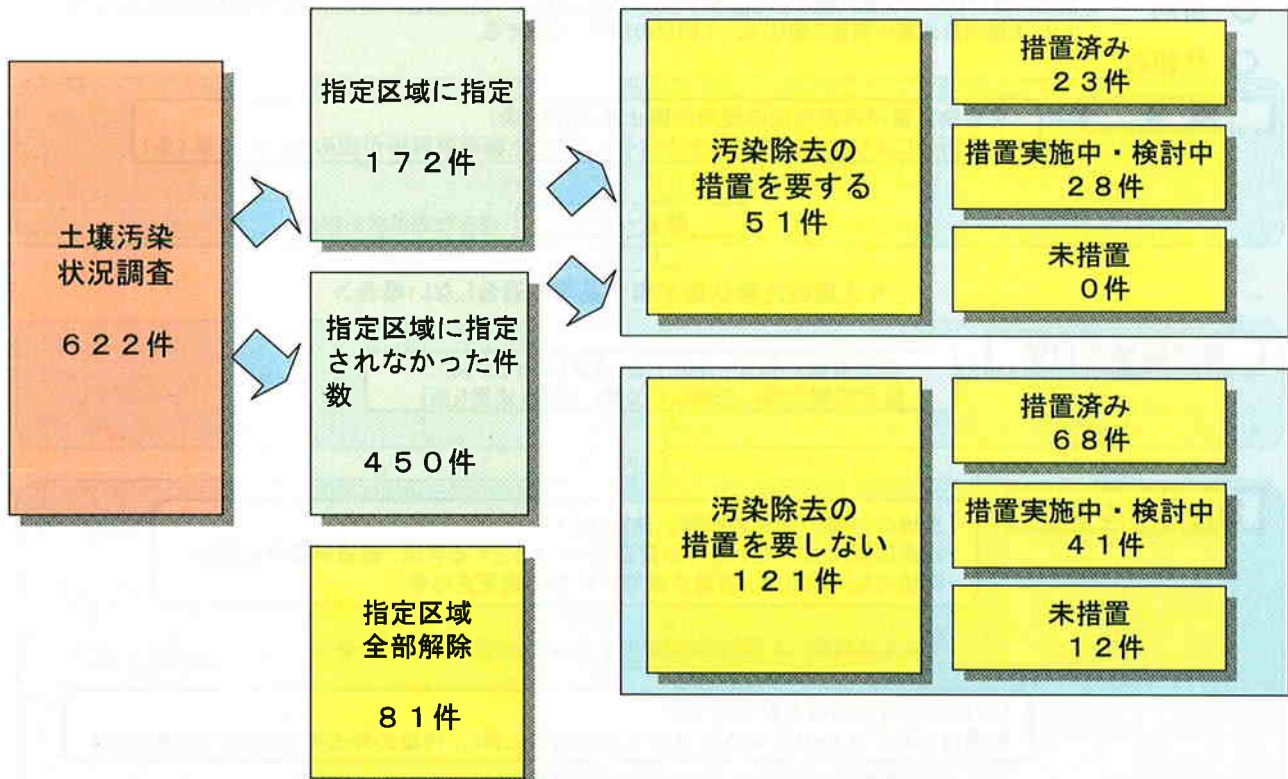
土壌汚染対策法第3条では、有害物質使用特定施設の廃止時に調査義務が生じるが、その状況は下の通り。この調査義務については、法第3条第1項ただし書により都道府県知事が認めれば調査猶予される。(例えば、事業場として引き続き使用する場合。)

・平成15年2月15日から平成19年2月14日までの法施行4年間

有害物質使用特定施設の廃止件数① 【3,102件】	法第3条調査の実施		法第3条調査の猶予		その他⑥ (調査を実施するか、確認の手続を行うか検討中のもの等) 【61件】
	実施済② 【618件】	実施中③ 【48件】	法第3条第1項ただし書適用の確認済④ 【2,379件】	法第3条第1項ただし書適用の確認中⑤ 【100件】	
	【666件】		【2,479件】		

※ 件数は、平成19年2月14日現在の数値。

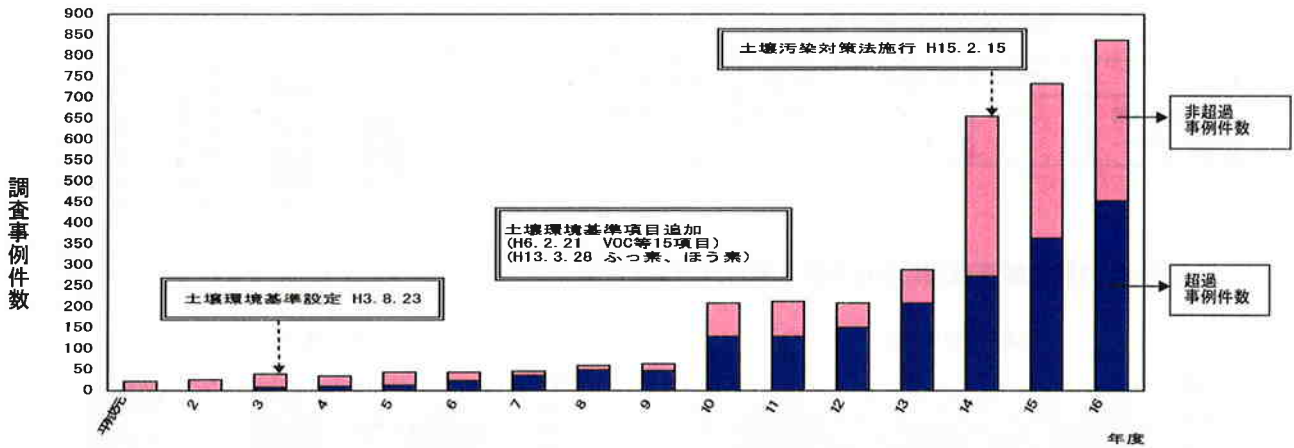
指定区域の状況



〔平成15年2月15日から平成19年2月14日まで〕

年度別の土壌汚染判明事例

※ 法適用以外を含む

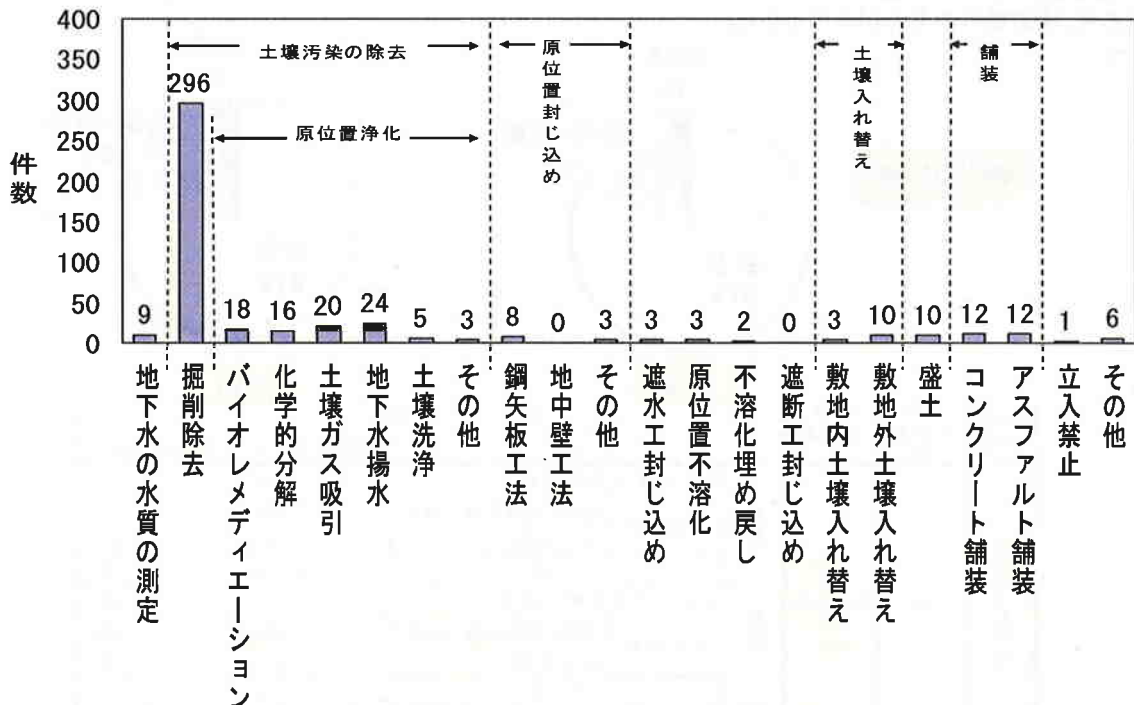


年度	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
調査事例	22	26	40	35	44	44	47	60	64	209	213	210	289	656	734	838
うち、法適用	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	66	130
超過事例	-	-	8	11	13	25	37	50	48	130	130	151	210	274	365	454
うち、法適用			-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	21	43

環境省 水・大気環境局「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」による

土壌汚染対策の実施内容

措置の実施内容(超過事例(16年度))[複数回答有] * 法適用以外を含む



環境省 水・大気環境局「平成16年度 土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果」による